

# 労働人権デューディリジェンス立法の 正当化根拠にかかる予備的考察

——ドイツのLkSG法案の策定経緯——

井川 志郎

- I はじめに
- II LkSGと連邦政府法案
- III 連邦政府法案の策定経緯
- IV 結びにかえて

## I はじめに

### (1) 背景

「人権デューディリジェンス」は、近時の労働法学におけるホットイシューの1つとなっている。人権デューディリジェンスとは、狭義には、自己の事業活動またはその関係において企業が履践する、人権にかかるリスク分析、予防措置およびそれについての説明責任を指すものと理解されており<sup>1)</sup>、広義には、実際に人権侵害が生じた場合の是正措置を含みうる<sup>2)</sup>。

---

\* 本稿の注に掲げたURLの最終閲覧日はいずれも2022年10月14日である。

1) OECD「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」(2018年)〔日本語訳：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000486014.pdf>〕15頁では、「デュー・ディリジェンスは、自らの事業、サプライチェーンおよびその他のビジネス上の関係における、実際のおよび潜在的な負の影響を企業が特定し、防止し軽減するとともに、これら負の影響へどのように対処す

もちろんそうした「然るべき注意 (デューディリジェンス)」の射程は人権一般に及びうるもので、労働法の範疇にとどまらないが、実際に取り上げられる「人権」の大半は労働者のもの (特にILO中核的労働基準) である<sup>3)</sup>。とりわけグローバル・サプライチェーンにおける強制労働のような人権侵害につき、当該サプライチェーンに影響力を有する先進国企業が負うべき人権デューディリジェンスの義務に注目が集まっている。

もともと、企業が人権侵害問題に国境および組織を越えて何らかの責任を負うべきとする議論は、グローバル化の進展に伴い既に半世紀近く前から存在する<sup>4)</sup>。実際、1976年のOECD多国籍企業行動指針に始まり国際的なソフトロー規範が様々設定され、2000年代に入ってから本格的に企業を名宛人とした規範設定がなされてきた経緯がある<sup>5)</sup>。それが最近になってにわかに注目を集めているのは、グローバル・サプライチェーンにおける人権侵害状況に焦点があてられる国際情勢<sup>6)</sup>に加えて、この分野での権威的な文書となっている2011年国連ビジネスと人権に関する指導原則 (A/HRC/17/31) の内容に呼応する形で、各国において企業に人権デューディ

---

るかについて説明責任を果たすために企業が実施すべきプロセス」とされている。同ガイドライン等をもとに人権デューディリジェンスのプロセスを図示したものとして、鈴木絢子「責任あるサプライチェーンと人権デュー・ディリジェンス」レファレンス850号 (2021年) 129頁。

- 2) 本稿で紹介するドイツ法では、是正措置 (不服申立手続の設立含む) も「人権デューディリジェンス義務」の一部とされている。
- 3) 本稿タイトルの「労働人権デューディリジェンス」という表現は、このような、労働者の人権に関するデューディリジェンスを指すものとして用いている。
- 4) 熊谷謙一「労働CSRの展開と労組等の取組み」季刊労働法262号 (2018年) 52頁以下参照。
- 5) 土岐将仁「労働法の履行・人権保護に関与しうる第三者企業の法的責任」労働問題リサーチセンター『役務提供の多様性と法システムの課題』(2019年) 87-97頁参照。
- 6) 例えば2021年6月のG7首脳会合での首脳コミュニケでは、グローバルサプライチェーンにおける問題として、強制労働が明示的に言及されている。

リジェンスを義務付ける法整備が進んでいるためである。

わが国では、同指導原則の内容を国内で実現するためにいわゆる日本版NAP（国別行動計画）が策定され<sup>7)</sup>、さらに最近になって、企業に要請される人権デューデリジェンスのより具体的な内容を明らかにしようとするガイドラインが公表された<sup>8)</sup>。かかるわが国の動向の背景には、自民党内部のプロジェクトチームによる提言の存在を指摘できるが、そこではガイドライン策定だけでなく「法制化の議論を始める」ことも提言されていた<sup>9)</sup>。国際的な潮流にやや乗り遅れている感も否めないが、わが国でも今後、法制化についての議論が生ずることが予想される。

その際に参考となりそうなのが、ドイツの立法である。ドイツでは2021年7月16日に「サプライチェーンにおける企業のデューデリジェンス義務に関する法律（Gesetz über unternehmerischen Sorgfaltspflichten in Lieferketten）」<sup>10)</sup>（以下「LkSG」）が公布されている。いち早く人権デューデリジェンス立法を成し遂げた他国の例<sup>11)</sup>と比べた場合、少なくともその時期だけをみれば、ドイツは特別に先進的な例というわけではない。それでもLkSGは、その制定経緯ゆえに注目できる。すなわちドイツでは、当初、

---

7) ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」（2020年）。

8) ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（2022年）。

9) 自由民主党政務調査会「外交部会 わが国の人権外交のあり方検討プロジェクトチーム 第一次提言」（2021年）〔[https://jim.in.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/201677\\_1.pdf](https://jim.in.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/201677_1.pdf)〕 4頁。

10) BGBl. I S. 2959.

11) 2010年（2012年施行）米カリフォルニア州・サプライチェーン法、2015年イギリス・現代奴隷法、2017年フランス・人権デューデリジェンス法、2018年オーストラリア・現代奴隷法、2019年オランダ・児童労働デューデリジェンス法、2021年（2022年施行）ノルウェー・透明化法。

2016年に公表されたドイツ版NAPによって法的拘束力のない形で企業への期待を表明することで、企業の自主的な取組みを促す政策を採用していたところ、そうしたアプローチの限界が明らかになったために、企業に人権デューデリジェンスについての法的義務を課す立法に踏み切った。いわば、ソフトローアプローチからハードローアプローチへの移行といえる経緯があったのである。同じくソフトローアプローチをまずは採用しており、今後ハードローへの移行も候補となるわが国にとって、何がしかの示唆を与えうるであろう。

## (2) 本稿の問題関心

とりわけ興味深いのは、如何にしてドイツが当初のソフトローアプローチに限界を見出すことができたのか、また、その解決策としてソフトローアプローチの改良ではなくハードローアプローチへの移行を選択できたのか、という点である。

このうち前者については、既に別稿で検討を加えている<sup>12)</sup>。そこでの結論だけを簡単に確認しておけば、ドイツにおいて当初のソフトローアプローチに厳しい評価が下されたことは、当該アプローチの事後的な評価枠組みが正常に作用したことの証左といたるところ、ドイツのソフトローアプローチの3つの特徴がそれに寄与したのではないかと考えられる。すなわち、①規範の明確性、②数値目標の明記、③労使団体を含む幅広いステークホルダーとの対話である。

そこで本稿が関心を向けるのは、そうした評価を踏まえ、ドイツがハードローアプローチに移行することができたのは何故か、という点である。とりわけ、その正当化根拠はどこに見出されていたのであろうか。当初の

---

12) 拙稿「ドイツにおける人権デューデリジェンス立法の前提条件～ソフトローアプローチの厳格なモニタリングは何故可能であったか～」沼田雅之ほか編『労使関係の変容と社会法の課題 浜村彰先生古稀記念論文集』(旬報社、2023年刊行予定)。

ソフトローアプローチに限界があったというのであれば、その解決策としては、ソフトローアプローチの改良も考えるのであって、法的義務を課す立法が唯一の選択肢ではない。実際ドイツでは、後述のようにソフトローアプローチの失望的な結果が認識され始めてから実際に立法に至るまでには、根強い反対論の影響で相当の遅延を伴った。それでもLkSGというハードローアプローチに移行するには、法的義務を課すことを正当化するための言説が必要とされたはずである。

本稿は、かかる疑問に答えるための手がかりを探るべく、LkSGの連邦政府法案が策定されるまでの経緯を追ってみるものである。もちろん本来は議会審議を踏まえたより包括的な検討も必要であるが、まず連邦政府法案に焦点を当ててみることに、それなりの合理性がある。この点につき、以下節を改めて、前提知識の解説とあわせて論じよう<sup>13)</sup>。

## II LkSGと連邦政府法案

### (1) LkSGの概要

LkSGは、ドイツにおいて1,000人以上（施行初年の2023年は3,000人）を使用する企業にドイツに本拠や支店がある場合に適用される（1条1項）。外国企業でもドイツ国内に支店を有していて労働者数の要件を満たせば、LkSGの適用対象となる（同項2文）<sup>14)</sup>。

適用対象企業は、「人権リスクもしくは環境関連リスク」の予防もしくは最小化、または、「人権関連義務違反もしくは環境関連義務違反」の解消を目的として、そのサプライチェーンにおいて「人権デューディリジェンス義務および環境関連デューディリジェンス義務」を守るべきものとさ

---

13) なお議会審議を踏まえたより包括的な検討については別稿を予定している。

14) それでも他国の例と比べるとLkSGは「属地主義（Territorialitätsprinzip）」の性格が強いことを指摘するものとして、Grabosch/*Grabosch*, Das neue LkSG, Baden-Baden 2021, § 3 Rn. 9.

れる(3条1項1文)。環境関連リスク等が挙げられていることから分かるように、本法の射程は労働問題に限られないが、その侵害が問題となる「人権」として掲げられているものの大部分は労働者の人権であり、とりわけ中核的労働基準である(2条2項<sup>15)</sup>。

本法が求める「デューディリジェンス義務」とは、人権侵害という結果が発生した場合にそのことの結果責任を企業に負わせるものではない(„Erfolgspflicht“ではないと表現される)。そうではなくて、一定のプロセスを実行して、上記のようにリスクを予防・最小化し結果発生を避ける努力をし、それでも人権侵害が発生してしまった場合にはその解消に努めることを求めている(„Bemühenspflicht“であるとか、„Verfahrenspflicht“であると表現される)<sup>16)</sup>。

具体的には、以下のプロセスの実行が求められる。すなわち、①リスク管理体制の構築、②企業内での担当の設定、③定期的なリスク分析の実施、④方針の発表、⑤予防措置の確立、⑥是正措置の実施、⑦苦情申立手続の構築、⑧契約相手方ではないサプライヤー(間接的サプライヤー)との関係での義務の実行、⑨文書への記録および報告である(3条1項2文。より詳細は4条以下)。もっともどの程度の措置が求められるのかは、企業ごとに、

15) 「相応の賃金を支払わないことの禁止」も人権のリストに含まれており(2条2項8号)、中核的労働基準そのものに対象が限られているわけではないようであるが、サプライチェーンでの強制労働や児童労働を防止するための重要な手段と位置付けうる点で(Grabosch/Schönfelder, aa.O. (Fn. 14), § 4 Rn. 38 参照)、これも中核的労働基準との関連を見出しうる。

16) BT-Drs. 19/28649, S. 41; BT-Drs. 19/30505, S. 38. なお、「努力」という表現からは、いわゆる「ソフトロー」がイメージされてしまうかもしれないが(わが国労働法学におけるソフトローとしての努力義務規定にかかる基本文献として、荒木尚志「労働立法における努力義務規定の機能」中嶋士元也先生還暦記念編集刊行委員会編『労働関係法の現代的展開』(信山社、2004年)19頁)、「Verfahrenspflicht」とも表現されるように、一定のプロセスの実行が法的な義務として課されていて、義務違反には後述の過料規定のようなサンクションが用意されているので、これをソフトローと呼ぶことは不適切であろう。

また問題の性質および程度に従って変わってくる（3条2項）。

本法においては行政監督が予定され（12条以下）、デューディリジェンス義務の不遵守については過料規定が用意されており（24条）、これを科された企業は公共調達手続から排除される可能性もある（22条）。

民事責任については立法過程でかなり争われたが、結果としては「この法律に基づく義務への違反は、民事責任を義務付けるものではない」一方で、「この法律に関係なく基礎づけられる民事責任には影響がない」とされた（3条3項）。要するに、民事責任につき、実体法上は現状に何ら変更を加えるものではない。ただ本法には、一定の場合に<sup>17)</sup>、被害者だと主張する者により、ドイツ国内の労働組合またはNGOに訴訟追行権限が与えられうることが規定された（11条）。主張できる実体法上の権利に変化はないが、手続法上は労働者（またはその他の被害者）の当該権利の実現をより容易にする仕組みが用意されたものといえる。

## （2）連邦政府法案の重要性

LkSGは、2021年3月3日に閣議決定され、第19期の連邦議会に提出された、連邦政府法案に基づく立法である。それゆえ一般的にいえば、連邦政府法案の策定経緯がLkSGの立法経緯として重要であることは、論をまたないであろう。

もっとも、議会に提出された連邦政府法案（BT-Drs. 19/28649）と実際に成立した法律を比べてみると、決して少なくない修正が施されていることが分かる。これは、連邦議会の労働社会委員会の提案（BT-Drs. 19/30505）によるものである。もしも、この修正によって連邦政府法案と実際に立法されたLkSGの間に何かしらの隔絶が生じたとすれば、LkSG立法の正当化根拠を探るための手がかりを連邦政府法案策定の経緯に求めることには慎

---

17) すなわち、本法において列挙されている人権保護のための諸条約で保護されている法的地位のうち、「格別に重要（überragend wichtig）」なものが侵害されたと主張される場合である。

重でなければならないであろう。

しかし結論からいえば、連邦政府法案で示されたLkSGの基本的な骨格が、議会審議の過程で変わったとは認められない。労働社会委員会による修正提案は、そのほとんどが、文言の精緻化・明確化・統一化という技術的な変更か、一部の規定の文言の具体化として説明されている。例えば、1条1項2号の設定している適用条件としての労働者数(当初3,000人)は、労働社会委員会の提案により、あくまで「国内」の労働者数で計算することとされたのであるが、これは連邦政府法案において意図されていたことを明確化したに過ぎないものと説明されている<sup>18)</sup>。むろん中には実質的な変更といえるものもあるが、それらも、概要として前述したLkSGの基本的骨格を変更するようなものではなかったといえる<sup>19)</sup>。

---

18) BT-Drs. 19/30505, S. 35. 実際、連邦政府法案の趣意書における各条文の解説で、わざわざ「外国に送り出されている労働者が含まれる」(BT-Drs. 19/28649, S. 34)と説明されていることからすると、当初からあくまで国内労働者を基準とすることが想定されていたことが分かる。

19) 個々の修正についての詳細は本稿では割愛するが、民事責任にかかる規定(3条3項)の挿入についてだけは、説明を補足しておこう。

3条3項は、前述のとおり、民事責任についての実体法上のルールに本法が変更を加えないことを規定したものである。連邦政府法案でも既に民事責任を基礎づける規定はなかったが、それでも損害賠償請求権に関する一般条項(民法典823条2項)を介して、実際にはLkSG違反が損害賠償請求を基礎付けるものとして作用する可能性があるのではないか、という懸念が示されていた。労働社会委員会による同項の挿入の提案は、そうした可能性を排除するためのものであった(BT-Drs. 19/30505, S. 39参照)。

かかる修正は、法違反の場合の法律効果を限定するものであり、LkSGの基本的な骨格に関わるものといえる。ただ、労働社会委員会の報告によれば、これも連邦政府法案が意図・想定していたことを明確にしたという位置付けがなされているし(BT-Drs. 19/30505, S. 39参照)、たしかに後述する経緯からすれば、連邦政府法案に民事責任についての実体法規定が置かれなかったことそれ自体がそうした意図を示唆しているともいえる。法案の趣意書では明確にされていないことであり、重要な追記であることは否定できないように思わ



そうとすれば、連邦政府法案がどのような経緯で策定されたものかを確認することは、やはりLkSGの正当化根拠を探るうえで有益な作業といえよう。

### Ⅲ 連邦政府法案の策定経緯

#### (1) 2018年連立協定

ドイツで人権デューデリジェンス立法が推進された背景には、2016年のドイツ版NAPで掲げられた目標が未達に終わった、あるいはその見込みが明らかになったという事情がある。すなわち2016年ドイツ版NAPでは、2020年までにドイツに拠点を置く500人超を使用する企業の50%以上が人権デューデリジェンスを履践することが目標とされ、目標未達の場合には立法措置を検討するつもりであることが表明されたのであるが、その後の実態調査の結果は2割に満たない悲惨なものであった。ドイツ国内の動向をさらに遡れば、2016年ドイツ版NAPの策定経緯の出発点となったのが、2013年12月16日の、キリスト教民主同盟（CDU）、キリスト教社会同盟（CSU）および社会民主党（SPD）の連立政権樹立（第18議会任期）にあたって締結された連立協定であった<sup>20)</sup>。

立法化という選択肢は、その間に連立政権内でより有力なものとなっていったようである。2017年連邦議会選挙の後、上記のNAPの履践状況にかかる実態調査が本格的に始まってもない2018年3月4日、新たにこれらの政党間で成立した連立協定では、2018-2021年（第19議会任期）における政策の方向性として、次のような記載がみられる<sup>21)</sup>。

---

れるが、使用者が果たすべきデューデリジェンス義務の内容に変更を加えるものではないし、やはり、基本的骨格の変更とまではいえないものと判断した。

20) 以上、ドイツ版NAPの策定およびその後のモニタリングの経緯については、拙稿・前掲注12)を参照されたい。

21) Ein neuer Aufbruch für Europa, Eine neue Dynamik für Deutschland, Ein

「我々は、公共調達制度も含め、ビジネスと人権にかかる国別行動計画 (NAP) の首尾一貫した実行のために尽力する。もしもNAPにかかる2020年の有効かつ包括的な検証によって、企業の任意の自主的取組では不十分だという結論が得られた場合、我々は国内立法措置を講じ、また、EUレベルでの規制に向けて尽力するつもりである」。

2013年の連立協定とは異なり、また2016年NAPよりも強く、目標未達の場合に立法措置を講ずることの意思が示されている。なお、EUレベルでの規制に積極的に動き出すことが言及されている点は、目下のEUでの規制の進展の背景事情としてだけでなく、国内立法とEUレベルでの規制が関連付けて考えられていたことを示唆する点で興味深い。

## (2) 労使の立場

当然のことながら、人権デューディリジェンス立法に関心を有していたのは連邦政府だけではない。

この点LkSGの立法経緯で特筆すべきは、使用者サイドが必ずしも一枚岩ではなく、一部に早くから立法を推進する勢力がいたことである。すなわち2019年12月9日、つまりNAPの履践状況にかかる実態調査が終わる前に既に、ドイツの42の企業が、国際人権NGOのビジネスと人権リソースセンター (Business & Human Rights Resource Centre) の取りまとめのもと、デューディリジェンス義務の立法を要請する声明<sup>22)</sup>を発表している。

---

neuer Zusammenhalt für unser Land: Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und SPD, S. 156 (<https://www.bundesregierung.de/resource/blob/974430/847984/5b8bc23590d4cb2892b31c987ad672b7/2018-03-14-koalitionsvertrag-data.pdf?download=1>)

22) „Unternehmens-Statement: Unsere Verantwortung in einer globalisierten Welt“ ([https://media.business-humanrights.org/media/documents/BusinessStatement\\_Update\\_032021.pdf](https://media.business-humanrights.org/media/documents/BusinessStatement_Update_032021.pdf))

「経験が示しているのは、任意の自主的取組みだけでは不十分だということである。すべての企業により適切に実施される、拘束力のあるデューデリジェンス義務が必要である」。

「人権および環境関連のデューデリジェンス義務を法的に規律することは、法的安定性および同一の競争条件（「公平な競争環境（level playing field）」）に貢献するであろう。すべての者に同じ基準が適用され、いかなる企業も結果を伴わない形で自身の責任から免れ、又は人間と自然を犠牲にして利益を生んではならないということは、かかる規律により確保されるであろう。それは、我々の従業員、顧客、投資家そして公衆が期待していることでもある」。

「我々は、ドイツにおいてデューデリジェンス義務の立法がなされ、これにより要求水準の高いヨーロッパレベルでの規律への道が拓かれることを歓迎する」。

この声明への署名企業の本数は、2020年8月には65、2021年3月には73まで増えており、署名企業の一覧には多様な業種・規模の企業名が並んでいる。本稿の関心との関係では、「公平な競争環境」というキーワードが登場していること、また、国内立法を契機にヨーロッパレベルでの規律を目指すことが期待されていることが注目される。

このように立法を要請する声明に名を連ねる有志の企業がいた一方で、しかし経営者の全国団体は、立法化に反対する立場を鮮明にしていた。すなわち、ドイツ使用者団体連盟（BDA）、ドイツ産業連盟（BDI）、ドイツ商工会議所連合会（DIHK）およびドイツ小売業協会（HDE）は、後述のようにNAPの履践状況にかかる実態調査のスケジュールを長引かせようとし、また、それが終了した後の2020年7月13日には、共同声明で立法化に反対を表明した<sup>23)</sup>。この声明では、そもそも実態調査の手法が批判される

---

23) BDA/BDI/DIHK/HDE, Gemeinsames Statement BDA/BDI/DIHK/HDE

とともに、コロナ禍でただでさえ苦境にある企業にさらに余計な負担を課すことがないように、デューデリジェンスを義務化する法律の導入に反対が示された。加えて、責任を負うリスクを回避するためにドイツ企業が他国企業との取引を避け、また他国から撤退する恐れがあるとして、同じくコロナに苦しむ当該他国やそこで働く人々にとっても、むしろプラスにならないということが指摘された。

労働組合の側では、ドイツの最大産別のIGメタルが、2020年9月8日に声明を発している<sup>24)</sup>。その内容は、前記の有志企業による2019年の要請とほぼ同じであるが、法律の内容についてはより具体的な要望がなされている。そしてこの声明については、金属産業に属する46の企業ないし企業グループの、56の事業所委員会委員長も賛意を示している。

なお労使団体以外でも立法要請の動きがあり、代表的なものが、64の人権団体・環境団体・教会等が2019年9月に共同で立ち上げた、「サプライチェーン法イニシアティブ (Initiative Lieferkettengesetz)」である<sup>25)</sup>。

### (3) 連邦政府内での対立表面化

ところが問題は、経営者の間だけでなく、連邦政府内においても立法化の是非につき対立が存在したことであった。

---

anlässlich der Diskussion um ein sogenanntes nationales Sorgfaltspflichtengesetz und der Vorstellung der NAP-Ergebnisse (<https://bdi.eu/publikation/news/gemeinsames-statement-von-bdi-bda-dihk-und-hde-zu-einem-sorgfaltspflichtengesetz/>)

24) *IG Metall*, Unsere Verantwortung in einer globalisierten Welt, 08.9.2020 ([https://www.igmetall.de/download/20200925\\_IGM\\_Position\\_Lieferkettengesetz\\_2020\\_09\\_15\\_e665175d3b30ff8b29590a8b89765f65c5fb9d4f.pdf](https://www.igmetall.de/download/20200925_IGM_Position_Lieferkettengesetz_2020_09_15_e665175d3b30ff8b29590a8b89765f65c5fb9d4f.pdf))

25) 現在では130を超える団体が参加しており、DGB, ver.di, IGメタルといった主要労働組合組織も名を連ねている。ドイツで立法が達成された現在、同イニシアティブの主たるターゲットはEUでの立法になっている。

立法積極派の代表が、当時の連邦経済協力・開発省大臣Gerd Müller (CSU) と当時の連邦労働・社会省大臣Hubertus Heil (SPD) であったが、この2人の動きは早かった。2016年NAPの履践状況にかかる2回の実態調査のうち1回目が実施され、その結果が政府内で共有され始めたと思われるころ、MüllerとHeilがタッグを組んで立法に向けた内閣での同意取り付けに動き出したことが報道された<sup>26)</sup>。

実際、政府内の関連10省により形成される委員会（IMA、外務省主管）に第1回の実態調査結果が最初に報告されたのが2019年12月10日であったが、その直後の同月12日には、当時の外相Heiko Maasは連邦議会において次のように語っている<sup>27)</sup>。

「ドイツは、人権の強化につき指導的な役割を担うものであるとの信頼を得ています。そしてまた我々は、かかる役割を担いたいとも思います。それゆえ我々は、信頼に値する国でなければなりません。我々は、他者を追及するだけでなく、自ら定めた目標の国内的な達成を確かなものとしなければならないのです」。

「『ビジネスと人権』にかかる国別行動計画の初の分析評価が、ちょうど、あることを明らかにしたところです。すなわち、大半の企業が未だに国別行動計画の基準を満たしておらず、現在のところ5分の1に満たない企業しか人権デューデリジェンスを実行に移していないということです」。

「こうしたことから、……我々は、立法による規律として可能なものの形成について、話し合いを始めました。これは、支配命令のためのものではなく、企業の模範的な行動に報い、そして逸脱する者

---

26) Spiegel Online, 9.12.2019 (<https://www.spiegel.de/wirtschaft/soziales/hubertus-heil-lieferketten-gesetz-geplant-mit-verpflichtung-fuer-deutsche-firmen-a-1300311-amp.html>)

27) BT-Plenarprotokoll 19/134, S. 16667C-D.

(schwarze Schafe) の責任を問うためのものです。これもまた、信頼性に関わります」。

「しかしこれでも十分ではありません。何故なら、一国の単独行動で問題は解決されないからです。それゆえ我々は、責任あるコーポレートガバナンスに関する欧州連合の行動計画の実施にも努めているのです。我々がEUの閣僚理事会の議長国を務める来年は、このことを強調する良い機会です」。

「イギリスの歴史家ヘンリー・トーマス・バックルはかつて、『進歩の最大の敵は惰性である』と述べました。彼は正しい。我々は満足することなく、〔世界人権宣言が採択された〕71年前に示された定式、すなわち、普遍的で放棄することができずかつ不可分な、すべての人のための人間の尊厳のために、世界レベルでの努力を続けなければなりません」。

このように、既にこの時期に立法化に向けた議論が連邦政府内で動き出していたことが分かる。なお、ここでもやはりヨーロッパレベルでの施策の必要性が強調されていること、また、人権の普遍性が強調されていることが、本稿の文脈では興味深い。

その後の2019年12月18日には、MüllerとHeilのタッグが、連邦議会の経済協力・開発委員会において、サプライチェーン法ないしデューディリジェンス法の要綱 (Eckpunkte) をまとめ上げる意向を示す<sup>28)</sup>。Müllerはその際、上記の実態調査結果が「失望させるものでありかつ不満足なものである」と述べ、また、第2回目の調査で結果が異なる可能性についても懐疑的な見方を示している。

---

28) Deutscher Bundestag, Parlamentsnachrichten: hib 1438/2019.

なお、この時点で既に、中小企業に過度な負担を課さないという配慮から対象企業の規模を絞る意向が示されているが、具体的に示されていた基準は、従業員500人超の企業というものであった。

しかし経済界はいわずもがな、連邦政府内も一枚岩ではないことが、このあたりから表面化してくる。NAPの履践状況にかかる第2回実態調査は、2020年6月には最終的な結果取りまとめが行われる予定であったが、2020年2月、このスケジュールに主要経済団体（BDA, BDI, DIHK, HDE）が共同で強い反対を表明する<sup>29)</sup>。そしてこれに呼応するように、連邦政府内でも立法積極派に対する抵抗があらわれる。すなわち同年3月、同月10日にMüllerとHeilが法案の要綱を示す予定であったのが、当時の連邦経済・エネルギー省大臣Peter Altmaier（CDU）の反対によって当面は見送られることになったと報道される<sup>30)</sup>。

報道によればAltmaierは、NAPで求められている人権デューデリジェンスの実施について、企業に2020年末まで時間的な猶予を与えるべきと考えていた。計画されている実態調査が完結していない段階での拙速な議論には反対である、というのが連邦経済・エネルギー省の立場であったのである。この点、MüllerとHeilは既に行われた調査結果を踏まえているが、連邦経済・エネルギー省においては、そもそもの調査手法の適切性に疑義が抱かれていたとされる。

加えて連邦経済・エネルギー省内では、コロナ禍そしてその経済への影響に鑑みて、企業への過大な負担を懸念する意見が強くなってきたともされている<sup>31)</sup>。

---

29) Süddeutsche Zeitung, 13.2.2020 (<https://www.sueddeutsche.de/wirtschaft/lieferkettengesetz-industrie-spielt-auf-zeit-1.4797337>)

30) RedaktionsNetzwerk Deutschland, 11.3.2020 (<https://www.rnd.de/politik/fairtrade-gesetz-kanzleramt-pfeift-heil-und-muller-bei-lieferkettengesetz-zurueck-D7Z57JYDZRFNDEOPBMCWEOUU6A.html>); Der Tagesspiegel, 10.3.2020 (<https://www.tagesspiegel.de/wirtschaft/streit-um-lieferkettengesetz-haben-merkel-und-altmaier-heil-und-mueller-zurueckgepfiffen/25630006.html>)

31) Deutsche Welle, 28.3.2020 (<https://www.dw.com/de/corona-pandemie-h%C3%A4tte-h%C3%A4tte-lieferkette/a-52931421>)

#### (4) 議会における催促

これに対し立法推進派のMüllerは、議会において、立法推進派の議員からの催促ともいえる質問を利用する形で、立法化に向けた意欲を表明する。

2020年5月27日、連邦議会での質疑においてMüllerは、連立政権の一翼を担うSPDのSascha Raabaから、引き続きサプライチェーン法のために尽力するつもりかということと、成功の見込みを問われ、次のように答弁している<sup>32)</sup>。

「このパンデミックが我々に示したのは、我々は1つのグローバルな村に生きている、ということだと思います。……我々は供給関係ないし商品及びサービスの取引の問題においても、世界中と結びついています。我々のジーンズはバングラデシュで製造されていますし、スニーカー、衣服、多くのものがそうです。しかしこれらを製造しているのは、奴隷のような条件下で働かざるを得ない人々です。そこにドイツにおけるような労働法はありません。ドイツにおいて50ユーロ又は100ユーロするジーンズを、我々がバングラデシュにおいて5ユーロで購入することができるためには、バングラデシュの女性が15セントから20セントの時給で14時間働かなければなりません。こうした売買取格差があるのです、皆さん」。

「我々が、裕福な先進工業国として、我々のグローバルなサプライチェーンにおけるこのような状況を黙認し許容するなどということは、耐え難いことです。我々はこれまで何年にもわたり任意の取組みに望みをかけ、そして、多くの、多くの会社が、サプライチェーンに社会的及び経済的な最低基準や人権基準を組み入れることを自らに義務付けました。しかし、任意の取組みに任せることが成功につながら

---

32) BT-Plenarprotokoll 19/162, S. 20129C-D.



なかったことは明らかです。それゆえ私は、……こうした状況を変えるためにサプライチェーン法を軌道に乗せることを諦めません」。

むしろコロナ禍を持ち出しつつ、立法の必要性を主張し、考えに変化がないことを示したのであった。

しかも続いてMüllerは、同盟90/緑の党（Bündnis 90/Die Grünen）のBritt Haßelmannからの質問に対して<sup>33)</sup>、7月中旬にNAPの履践状況にかかる第2回実態調査結果が公表される予定であり、既に目標未達が見込まれることから、その後に自身とHeilがサプライチェーン法案を提出する予定であることも明らかにする<sup>34)</sup>。これを受けて左翼党（Die Linke）のHeike Hänselは、サプライチェーン法案が提出されることが約束されたとの理解を示し、それについて歓迎の意を表したうえで、加えて、国連やEUレベルで、国際的な拘束力のあるサプライチェーン規制を実現するために尽力するつもりかを問うた<sup>35)</sup>。Müllerからは、少なくともEUレベルでの措置の実現に前向きといえる回答がなされている<sup>36)</sup>。

---

33) すなわちHaßelmannは、世界での劣悪な状況は周知の事実であり説明不要であることを指摘したうえで、「我々が今あなたから教えてもらいたいのは、いつあなたが提出するのかということです。……サプライチェーン法の計画の失敗の原因はどこにあるのでしょうか。……どこに抵抗があったのでしょうか。そして、あなたは具体的に何をするのでしょうか」という質問を投げかけた（BT-Plenarprotokoll 19/162, S. 20132D）。

34) BT-Plenarprotokoll 19/162, S. 20133A-B.

35) BT-Plenarprotokoll 19/162, S. 20133B-C.

36) BT-Plenarprotokoll 19/162, S. 20133C. なおHänselはさらに具体的な法案の内容についても質問を行っているが、Müllerは、中小企業に負担を与えるような法案は考えていないことのみを説明している（BT-Plenarprotokoll 19/162, S. 20133D-20134A）。

（5）法律要綱案

現在手に入っている資料では細かい経緯が明らかでないものの、この議会審議の翌月（2020年6月）には、前述のように同年3月に示されるはずであった法律の要綱案が公になっている<sup>37)</sup>。以下、「グローバル・バリューチェーンにおける人権侵害を防止するための企業のデューデリジェンス義務の強化に関する連邦法要綱案（デューデリジェンス法）（Entwurf für Eckpunkte eines Bundesgesetz über die Stärkung der unternehmerischen Sorgfaltspflichten zur Vermeidung von Menschenrechtsveletzungen in globalen Wertschöpfungsketten（Sorgfaltspflichtengesetz）」と名付けられたこの要綱案の内容を、項目に沿って順に確認しておこう。

a) 第1に「法律の重要な内容（Wesentliche Inhalte des Gesetzes）」として、以下のことが説明される。

まず、ドイツに所在する500人超の労働者を抱える企業が適用対象とされる（つまりNAPの目標と同一の基準）。ここで「所在する」というのは、企業経営上の決定がドイツでなされている場合を指し、単にドイツで事業活動を行っていれば対象となるものではない。また、関連企業（verbundene Unternehmen）内では、コンツェルン所属企業の労働者数が親会社の労働者数算定の際に算入される。これにより、この時点では7,280の企業が対象となるものと試算されていた。

適用対象企業には、デューデリジェンス義務を負わせる。企業は、自

---

37) 当時の報道として、Handelsblatt, 25.6.2020 (<https://www.handelsblatt.com/politik/deutschland/lieferkettengesetz-heil-und-mueller-entschaerfen-die-haftungsregeln-fuer-unternehmen/25947310.html?share=mail%3c/a%3e%3cbr%3e%3cbr%3eHandelsblatt&ticket=ST-2676147-fZv3bV6inVWNVZdrJj3o-ap5>)。要綱案は次のURLから入手可能である：[https://die-korrespondenten.de/fileadmin/user\\_upload/die-korrespondenten.de/Lieferkettengesetz-Eckpunkte-10.3.20.pdf](https://die-korrespondenten.de/fileadmin/user_upload/die-korrespondenten.de/Lieferkettengesetz-Eckpunkte-10.3.20.pdf)

身の活動が人権への悪影響を発生させていないかをチェックして、防止と是正のための適切な措置を講ずる義務を負う。ただしこれは、そうしたプロセスを経ているかが重要なのであって（Bemühungspflicht）、結果についての義務（Erfolgspflicht）ではない。

また、このデューディリジェンス義務についての基本的な考え方として、「撤退より前にエンパワーメントを（Befähigung vor Rückzug）」という原則が掲げられている。これによれば、企業がまずすべきは、人権や環境をよりよく保護できるような解決策をサプライヤーとともにあるいは当該部門内で共同で探ることであり、連邦政府はかかる方針に対応した支援を提供する。

具体的なデューディリジェンス義務の要素としては、①リスク特定、②リスク分析、③予防・最小化・除去措置、④有効性の検査、⑤苦情申立制度の構築、⑥透明性のある報告の公表が掲げられた。

b) 第2に、「相応性の原則（Prinzip der Angemessenheit）」、すなわち、求められるリスク管理が、事業活動の性質と規模に応じて相応のものでなければならないことが論じられる。換言すれば、比例相当性を有し期待しうる程度のものである必要がある。相応性の指標としては、①事業活動の性質やその文脈（場所、分野、規模など）、②リスクの現実化の蓋然性、③実際のあるいは生じうる損害の重大性、④影響力行使の可能性が挙げられている。

c) 第3に、「履行確保（Durchsetzung）」についてである。この段階ではまず、民事責任についての規定が予定されていた。すなわち、予定されている法律への違反が、損害賠償請求権に関するその他の要件を満たす限りにおいて、関係する私人による（国際裁判管轄が認められる限りにおいて）ドイツでの損害賠償請求の根拠となりうる。

また、こうした民事責任を予定していたことと関係して、国際私法上の論点についても記述がある。すなわち、予定されているデューディリジェンス法は、ローマⅡ規則16条の定義する介入規範として適用され（行為地

法（Recht des Handlungsortes）として）、損害発生地法（Recht am Ort des Schadenseintritts）たる生産国法の適用を排除する<sup>38)</sup>。そして、ブラッセル I a規則29条に従い、並行して複数のEU加盟国で損害賠償請求訴訟を起こされることが、原則としてなくなる。

さらに、官庁による履行確保も予定されており、報告手続（報告書の提出、検査、改善機会の付与と再検査、改善がなされなかった場合の過料）、ならびに、違反の疑いがある場合の個別検査および違反確認の場合の過料という、2種類のルートが予定されている。

事業所内でのデューディリジェンス義務の実施については、経営者が責任を有することとともに、詳細については事業所内で人権担当者を指名することによって定めることも可能とされている。

d) 第4に、民事責任についてのセーフハーバー・ルールが予定されていた。すなわち、国家が承認した外部の基準設定枠組みに、企業が参加しこれを実施している場合には、民事責任の発生範囲が限定されるものとされていた。

e) 第5に、公共調達については、デューディリジェンス義務違反ゆえに一定額以上の過料を科された企業について、一定期間公共調達から排除することが予定されていた。

f) 第6に、発効日や移行期間についても記載されている。

g) 以上のように、法律要綱案には、たしかに適用対象企業の人数規模や民事責任関連の規定のように後退あるいはお蔵入りした内容もあるものの、実際に立法されたLkSGにつながる具体的内容が既に多く示されている。それゆえ、その解釈にとって重要な資料となりえよう。また本稿の関心から重要なのは、そうした連続性ゆえに、この要綱が示されるまでの議論が、法案および実際の立法の理解にとっても参考になるはずだということ

---

38) こうすることによって、外国法の内容を調べるために時間と費用をかけて意見書を入手する必要がなくなるというメリットが指摘されている。

とである。

#### （6）実態調査の終了

その後、翌月の2020年7月14日には、NAPの履践状況にかかる第2回の実態調査結果が政府内の委員会（IMA）に報告され、改めて目標未達が確認される。前述のように前日には全国レベルの経営者団体から立法化に反対する共同声明が発せられていたが、かかる調査結果報告を受け、MüllerとHeilが共同記者会見を開く<sup>39)</sup>。

〔Müller発言〕「第2回目の企業アンケートの結果は、改めて、失望的なものでした。サプライチェーン上での児童労働を排し生態学的および社会的な最低基準を保障する人権基準の実現のために、我々には今、連立協定に定められたように、立法による枠組みが必要です。……グローバル・サプライチェーンにおける公正な取引は、発展途上国における発展、雇用の創出及び環境保護にとっての重要な鍵です。人間及び自然の搾取や児童労働というのは、グローバル経済や我々の豊かさの基礎となってはならないものです。そのようなことがあれば、それは我々に跳ね返ってくるブーメランとなるでしょう。我々のエコ・ソーシャルな経済モデルは、グローバル経済にとっての模範となり得ます」。

〔Heil発言〕「人権に対する責任はもたらされませんでした。任意の取組みが十分でなかったということは、我々のアンケートの結果が示しています。我々には、公正な競争にも配慮する国内法が必要です。サプライチェーン法が求めるのは、実行可能で比例相当性を有することだけです。またこの法律は、企業にとっての法的安定性や取引の安

---

39) <https://www.bmz.de/de/aktuelles/archiv-aktuelle-meldungen/heil-mueller-lieferkettengesetz-30764>

全を創出するものです」。

ここでも、「公正な取引」や「公正な競争」といったビジネスや競争の「フェアネス」の観点が強調されているように思われる。注目されるのは、途上国における人権侵害を基礎として経済活動を展開すれば、それが自分たちに「跳ね返ってくるブーメランとなる」との認識が示されていることである。

この翌日には、当時のAngela Merkel首相が立法化の方針を支持する意向であることが、政府報道官により明らかにされ<sup>40)</sup>、8月中にサプライチェーン法要綱についての決定が行われる見込みであることが示されたのであった。

#### (7) 草案取りまとめの遅延と圧力

ところが2020年8月中に、連邦政府によって何かしらの案が示されることはなかった。その原因は相変わらず、当時の連邦経済・エネルギー省大臣Altmaierの強固な反対があったからだと報じられている<sup>41)</sup>。特に争点となっていたのは、法律の適用範囲<sup>42)</sup>と民事責任の規定を用意するかどうかであったとされる。さらに、公共調達からの排除規定や、サービス部門を適用対象に含むことも問題にされたといわれている。

その後も連邦政府内での決定は持ち越され続け、同年11月26日には、当時のMerkel首相も、企業の競争力を損なわない形での解決策が見出されるよう協議が続けられるべきとし、早急な提案に慎重姿勢を示す<sup>43)</sup>。

---

40) Reuters, 15.7.2020 (<https://www.reuters.com/article/deutschland-lieferketten-regierung-idDEKCN24G1YF>)。

41) 例えば, Frankfurter Rundschau, 27.8.2020 (<https://www.fr.de/wirtschaft/blockiertes-lieferkettengesetz-90031094.html>)。

42) HeilとMüllerの500人基準案に対して、Altmaierは5,000人基準を主張したとされる。

対して各種アクターからは、立法への圧力がかかり続ける。前述した立法化を求める有志企業による2019年の声明は、その署名企業の数、2020年8月には65、2021年3月には73まで増加していた。また、前述のIGメタルの声明も2020年9月に公表されている。同年10月28日に開催された、連邦議会の人権・人道支援委員会における公聴会では<sup>44)</sup>、おおむねサプライチェーン法に好意的な意見が大勢であった（もちろん、反対意見を述べる経済学の専門家もいたが<sup>45)</sup>）。続いて同年11月9日には、ドイツにおけるプロテスタント教会の全国組織であるドイツ福音主義協会（EKD）の教会総会（Synode）において、連邦政府および連邦議会議員団に対して、サプライチェーン法をその当時の議会任期中に成立させるよう働きかけるべきとの方針が決議された<sup>46)</sup>。

さらに2020年12月1日には、EUの閣僚理事会が、「グローバル・サプライチェーンにおける人権とディーセントワークに関する閣僚理事会の結論」と題する文書の中で、欧州委員会に対し、グローバル・サプライチェーンにおけるディーディリジェンス義務にかかるEUレベルの法的枠組みの提案を検討することを求める<sup>46)</sup>。EUでの立法提案が先行してしまえば、ドイツが規範形成を先導するという目論見が失敗しかねないから、これも一定の圧力になったといえよう<sup>47)</sup>。

---

43) Reuters, 26.11.2020 (<https://www.reuters.com/article/deutschland-lieferketten-merkel-idDEKBN28619Q>)

44) Protokoll-Nr. 19/63, BT Ausschuss für Menschenrechte und humanitäre Hilfe.

45) EKD, Beschluss der 12. Synode der Evangelischen Kirche in Deutschland auf ihrer 7. Tagung für ein starkes Lieferkettengesetz, 9.11.2020 ([https://www.ekd.de/ekd\\_de/ds\\_doc/Beschluss-fuer-ein-starkes-Lieferkettengesetz.pdf](https://www.ekd.de/ekd_de/ds_doc/Beschluss-fuer-ein-starkes-Lieferkettengesetz.pdf))

46) Council of the European Union, 13512/20, ANNEX para. 46.

47) もっとも、当時の閣僚理事会の議長国はドイツであり、立法積極派のHeilが<sup>48)</sup>担当大臣として出席していたことからすると（もう1人の出席者である

(8) BMAS参事官草案から閣議決定へ

とうとう年をまたぎ、幾度も連邦政府内で話し合いが重ねられた結果、2021年2月12日、ようやく連邦政府内で合意が得られ<sup>48)</sup>、連邦労働・社会省参事官草案が取りまとめられる。2021年2月28日付の草案をみると<sup>49)</sup>、その内容は次の2点でAltmaierに譲歩したものとなっていた。まず対象企業の人数規模は、当初の500人基準案から、2023年1月1日の発効時は労働者数3,000人以上の企業とし、1年後には1,000人に引き下げるという、現行LkSGにつながる内容に変化していた(草案1条1項)。また、民事責任にかかる実体法上の規定は置かれなかった(ただし、特別な訴訟担当についての規定(草案11条)が盛り込まれることになった)。

ところでこの2月28日付の参事官草案をもとに、労使団体を含む関連団体に意見聴取がなされたが(団体協議(Verbandanhörung)と呼ばれる手続)、これには強い批判がある。というのも、関連団体として選ばれた団体に参事官草案が送付されたのが同年3月1日の正午ころであり、そのうえで意見表明は同日の19時までを締切として受け付けられたからである<sup>50)</sup>。例えばBDIは意見書を提出したものの、その中で、たった6時間半でここまで重要な法案の意見を提出させる進め方に対して、「まったく容認できない」と批判している<sup>51)</sup>。かかる超速手続を経て、同月3日には連邦政府法案の

---

Franziska GiffeyもSPD所属議員である)、EUの場を使って立法積極派が国内向けの圧力を演出したようにもみえる。

48) DW, 12.2.2021 (<https://p.dw.com/p/3pGWJ>)

49) [https://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/Gesetze/Referentenentwuerfe/ref-sorgfaltspflichtengesetz.pdf;jsessionid=407C27CBD218B12C0915C54B09593A69.delivery2-replication?\\_\\_blob=publicationFile&v=2](https://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/Gesetze/Referentenentwuerfe/ref-sorgfaltspflichtengesetz.pdf;jsessionid=407C27CBD218B12C0915C54B09593A69.delivery2-replication?__blob=publicationFile&v=2)

50) 法案提出後の議会審議(連邦議会労働社会委員会)において、関連団体がこのことを批判している(BT-Ausschussdrucksache 19(11)1136, S.121)。

51) BDI, Stellungnahme: Referentenentwurf Gesetz über die unternehmerischen Sorgfaltspflichten in Lieferketten (<https://www.bmas.de/SharedDocs/>



閣議決定がなされており、当然のことといえるが、管見の限り、少なくとも主要労使団体の主張に応じた変更がなされた形跡は確認できない<sup>52)</sup>。

ともあれ2021年3月3日、連邦政府法案が閣議決定され、同日にこのことを発表する政府報道官らによる記者会見が開かれた<sup>53)</sup>。政府副報道官のDemmerは、法案の概要説明において次のように述べている。

「この法律は、ドイツに所在する企業に対して、これらの企業がサプライチェーンにおいて負っている、国際的に承認された人権の尊重にかかるグローバルな責任のより良い実行を義務付けるものです。これにより同時に、今日既に自発的に持続可能なサプライチェーン管理を実行している企業にとって、その競争上不利な状況が改善されるべきこととなります」。

ここでも、法案は人権の状況の改善が目的であるものの、しかしそれにより同時に、企業間の競争条件を平準化することも狙ったものであることが説明されている。要するに、公平な競争環境の保障という考え方といえる。また、上記では引用していないが、EUレベルでの立法プロセスにも積極的に取り組む予定であることが説明されている。

---

Downloads/DE/Gesetze/Stellungnahmen/sorgfaltspflichtengesetz-bdi.pdf;jsessionid=CF13E4CBBE7DBAA97C3D6DBA6514213.delivery1-master?\_\_blob=publicationFile&v=1), S. 3

52) もっとも、特に経営者団体の懸念に対応した改正が、議会審議の過程で施されている。それゆえ、これらの団体の意見表明が無意味であったと評価するのは早計である。各団体の意見内容も含めて、この点については改めて別稿で論ずることとしたい。

53) <https://www.bundesregierung.de/breg-de/aktuelles/pressekonferenzen/regierungspressekonferenz-vom-3-maerz-2021-1872142>

#### IV 結びにかえて

以上、ドイツのLkSGの連邦政府法案の策定経緯を、できるかぎり時系列に沿って確認してきた。その後の議会審議の過程も踏まえた考察により修正がありうることを留保しつつ、法案策定経緯にみられる特徴を指摘し、LkSG立法の正当化根拠を探ってみることで、本稿の結びにかえたい。

まず指摘できるのは、NAP策定のときと比べて、法案策定経緯においては、ステークホルダーとの対話プロセスの存在感が希薄なことである。象徴的であったのは、参事官草案についてのあまりに短時間の意見聴取である。結果として主要労使団体の意見が取り入れられた形跡は（法案の閣議決定段階では）みられないし、そもそもたったの6時間半程度の時間設定からして、そうした意思が連邦政府にあったかも疑問である。こうした法案策定プロセスの特徴は、一方では、労働立法の在り方としての是非というそれ自体検討に値する問題を提起する。

ただ本稿で強調しておきたいのは、その問題性ではない。そうではなくて、かかる経緯に垣間見える、LkSG立法の正当性にかかる起草者ないしは連邦政府の認識である。すなわち、法案策定段階において、LkSGの正当性がもはやステークホルダーとの対話というプロセスには見出されていなかったとすれば<sup>54)</sup>、何がしかのより実体的な事由が基礎とされているのではないだろうか。

そこで法案策定経緯に登場した理由付けを振り返ってみると、いくつかのポイントを抽出することができるように思われる。まず疑いようがないのは、人権というものが普遍的価値であり、国境によって分断されることな

---

54) もちろん、NAPがLkSGの内容の基礎になっていると考えられるから、NAP策定時のステークホルダーとの対話も法案の正当性を提供しているといえるが、法的な義務化という段階で、相対的にみればその重要性が低下していることは否めないであろう。

く保障されるべきであるという認識である。しかしそれ以上に目立ったのは、公平な競争環境（level playing field）を保障すべきという認識ではないだろうか。サプライチェーンでの人権デューデリジェンスを誠実に履践している企業が競争上不利な立場に立たされるとすれば、底辺への競争（race to the bottom）というべき事態につながり、結果それは「我々に跳ね返ってくるブーメランとなる」ことが懸念される。このように、国際的な競争環境の中での、自分たちの利益に関わる問題とみているからこそ、義務化立法が正当化されているのではないだろうか。

またもう1つ垣間見えたのは、国内立法を契機として、ヨーロッパレベルでの立法をも先導しようという意志である。公平な競争環境という観点からいうと、人権デューデリジェンス立法というのは一国の取組みにとどまっては十分な効果を発揮しえないのであり、こうした意志が芽生えるのは、ある意味必然ではある。とはいえ、国際的なルール形成を見据えて戦略的に国内立法を進めているドイツの動向をみると、彼我の差を感じずにはいられない。

【謝辞】 本稿はJSPS科研費22K13294の助成を受けたものである。

（山口大学経済学部准教授）